

○園児・児童・生徒、保護者
からの相談、申し立て
○アンケート調査結果など

いじめ発生

解決

2023.09.11
改訂版

各学校園による調査（対策委員会等）

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態、もしくはその発生が疑われる可能性がある（議事録の作成・保存）

①報告

三重大学教育学部附属学校企画経営室
（三重大学教育学部附属学校運営協議会）

②依頼・報告

三重大学教育学部附属学校いじめ問題対策常設委員会

②支援・助言

②重大事態、もしくはその発生が疑われる事態報告

教育学部長【教育学部】

⑤調査結果報告（答申）

三重大学教育学部附属学校園いじめ問題対策委員会
（第三者委員会）

- ・いじめの事実確認について
- ・学校側の対応・判断の適切性について
- ・今後の適切な対応方法について
- ・学校側における改善を要することについて
- ・当該事案についての自ら必要な調査の実施

③重大事態、いじめ問題対策委員会設置の決定

学長【役員会】

④調査依頼

⑥調査結果について再調査等の指示

文部科学大臣
（文部科学省）

いじめ発生 → 各学校園による調査（重大事態、もしくはその発生が疑われる可能性がある（と判断）

対応1 ①附属学校園長から附属学校企画経営室へ報告 ⇒（附属学校企画経営室から附属学校運営協議会へ報告） ⇒ 附属学校企画経営室から必要時に「いじめ問題対策常設委員会」に支援・助言を求める

対応2 ①附属学校園長から附属学校企画経営室へ報告⇒②附属学校企画経営室から教育学部長へ報告⇒（いじめ重大事態の判断）⇒③学長へ報告⇒文部科学省へ報告 ⇒④教育学部附属学校園いじめ問題対策委員会（第三者委員会）の設置、調査依頼 ⇒（いじめ問題対策委員会による調査）⇒⑤学部長、学長へ調査結果報告⇒ 文部科学省へ報告書提出 ⇒⑥再調査の指示（必要に応じて）